

## 令和8年度南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務委託 プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県（以下、「県」という。）が「令和8年度南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務」を委託するにあたり実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度 南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務

#### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

#### (4) 予算上限額

金2,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2. 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 国税及び県税について未納のない者

### 3. 審査対象からの除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一提案者が2件以上の提案をした場合
- (5) 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- (6) 本実施要領に示した予算上限額を超えた見積額を提示した場合
- (7) その他不正行為があった場合

#### 4. 全体スケジュール

|             |  |
|-------------|--|
| 公募開始（公告）    | 令和8年5月26日（火）                           |
| 参加表明書の受付期間  | 令和8年5月26日（火）～6月9日（火）17時まで              |
| 質問受付期間      | 令和8年5月26日（火）～6月11日（木）17時まで             |
| 質問回答期間      | 令和8年6月17日（水）まで随時                       |
| 提案書等の提出期限   | 令和8年6月23日（火）17時まで                      |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年7月3日（金）（予定）<br>※詳細については、参加者に別途通知する |

#### 5. プロポーザル参加表明書の提出

- (1) 本プロポーザルに応募する場合は、プロポーザル参加表明書（様式1）を「11. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名を「令和8年度 南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務参加表明」とすること。

電子メールを受領した後、県より受付完了のメールを送付する。

- (2) 提出期限 令和8年6月9日（火）17時まで
- (3) 参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

#### 6. プロポーザル質問票の提出

- (1) プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（様式2）を「11. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を「令和8年度 南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務に係る質問」とすること。

- (2) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、和歌山県観光振興課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prprefg/062400/index.html>) への掲載の方法により公表する。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

- (3) 提出期限 令和8年6月11日（木）17時まで

#### 7. 企画提案書類等の提出

- (1) 提出書類について

応募申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

ただし、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、④～⑩の書類の提出は要しないものとする。

- ①提案者の概要書（様式3）
- ②企画提案書（任意様式。下記（2）参照のこと）
- ③見積書（任意様式。次の事項に留意すること）

- ア 見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。
- イ 見積額には消費税及び地方消費税を含めること。
- ウ あて先は「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること。
- エ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

④誓約書（様式4）

⑤役員等に関する調書（様式5）

⑥財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）

⑦定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

⑧印鑑証明

⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（3ヶ月以内のもの）

⑩都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（3ヶ月以内のもの）

(2) 企画提案書について

応募申請者は、「1. 業務概要」及び別添仕様書の記載事項に留意の上、次により作成すること。

①業務目的・趣旨

- ・ライダー誘客という本事業の目的を踏まえた上で、南紀熊野ジオパークの特徴及び魅力をどのような方針で伝えるか記載すること

②訴求性

- ・行程について、その行程とした理由も含めて記載すること
- ・どのような層をターゲットにするか、その理由も含めて記載すること
- ・起用するインフルエンサー及び具体的な発信方法等について、候補者の実績や選定理由、活用する媒体（YouTube、SNS等）も含めて記載すること

③素材撮影

- ・撮影者の実績及び経歴を記載すること
- ・県等がプロモーションに利用することを念頭に、景観や人物、走行シーン等を含め、どのような素材を撮影・納品するか、その方針を記載すること

④独自提案

- ・仕様書に記載しているものの他、本事業に有効と考えるものについては積極的に提案すること。

⑤業務実施体制・計画性

- ・本業務をどのような実施体制で運営するか記載すること
- ・担当者の経歴や実績について記載すること
- ・業務の全体スケジュールについて記載すること

(3) 提出書類の留意事項

①正本1部を「1.1. 各関係書類の提出場所」に記載する場所に提出（持参又は郵送）すること。なお、「②企画提案書」及び「③見積書」に関しては、副本6部も併せて提出すること。

②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(4) 提出期限 令和8年6月23日（火）17時まで（必着）

## 8. 委託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

事業者の選定は、「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等選定委員会」の委員による審査により行う。

審査委員会は、別添「令和8年度 南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務公募型プロポーザル審査要領（以下、審査要領という。）」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

なお、応募申請者が5者以上であった場合、書類審査において、審査要領に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定する予定。

### (2) 審査委員会

①開催日時 令和8年7月3日（金）（予定）

②開催場所 オンラインでの開催とする

※プレゼンテーションの順番については、原則、プロポーザル提案書の受付順とする。

③実施方法 プロポーザル参加者は、あらかじめ提出されたプロポーザル提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの時間等詳細については、別途参加者あてに通知する。

### (3) 評価方法

① 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とする。

② 最高評価点の者が複数となった場合は、提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

③ ①・②により委託候補者が決定しない場合は、審査委員による多数決により委託候補者を決定する。

④提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。

### (4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知する。

## 9. 委託契約について

### (1) 契約の締結

選定した委託候補者と県は、企画提案の内容を基に協議の上、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議を行う。

### (2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

①提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合

②業務遂行の意思が認められない場合

③業務遂行能力がないと認められる場合

④その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

## 10. その他

プロポーザル参加者が当プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

1 1. 各関係書類の提出場所

和歌山県地域振興部観光局観光振興課 世界遺産ジオパーク班 担当：西田

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2780

メール：nishida\_k0015@pref.wakayama.lg.jp